

小浜市母子健康手帳アプリの導入および運用業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近年、核家族化や夫婦の共働きなど、生活様式の変容に伴い、多様化する子育て世代のニーズに対応した子育て支援施策の充実が求められている。本市では、妊産婦や子育て家庭が、日々の健康管理や必要な支援情報を手軽に確認できる環境を整備することを目的として、母子健康手帳アプリの導入を進める。また、予防接種や乳幼児健診におけるデジタル予診票・問診票等を導入することで、保護者の利便性の向上と、記録の効率化、入力負担の軽減、情報の正確性向上を図る。

本プロポーザルは、利用者にとって分かりやすく使いやすいアプリおよびデジタル予診・問診票機能等を提供できる事業者を選定するために実施する。

2. 事業概要

(1) 業務名

小浜市母子健康手帳アプリの導入および運用業務

(2) 業務内容

別紙「小浜市母子健康手帳アプリの導入および運用業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

①導入費 8,024,500円（消費税および地方消費税の額を含む。）

②運用費（令和8年度） 2,403,500円（消費税および地方消費税の額を含む。）

※上記の提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容（導入および令和8年度の運用費等）の規模を示すものであることに留意すること。また、提案に当たっては上記金額を超えないこと。なお、限度額を超えた提案は無効とする。

3. 参加資格要件

応募可能な者は、自らがアプリ提供を行うことができる者であって、次の条件をすべて満たす法人とする。なお、参加資格要件の基準日は、「参加表明書（様式2）」の提出日とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市から現に指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。

(5) 代表者、役員（執行役員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または

暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 国税および地方税を滞納していないこと。

(7) 「令和7・8・9年度小浜市競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。ただし、登録のない者にあつては、本件契約日までに登録を行うことができる者であることを条件として、「4. 『令和7・8・9年度小浜市競争入札参加資格者名簿』に登録されていない者の参加」に掲げる書類を参加表明書と併せて提出すること。

(8) 他自治体において母子健康手帳アプリの導入および運用に係る事務を受託した実績があること。

(9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JISQ27001 または ISO/IEC27001）、またはプライバシーマークの認証（JISQ15001）を得ていること。ただし、契約日までに認証が得られる確実な予定がある場合はこの限りでない。

(10) 複数社の共同体での参加でないこと。

4. 「令和7・8・9年度小浜市競争入札参加資格者名簿」に登録されていない者の参加

「3 参加資格」の(7)に掲げる名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類（すべて申請提出時以前3か月以内に発行されたもの）を参加表明書と併せて郵送（簡易書留により必着）または持参により提出すること。

(1) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

(2) 直近年度の国税（法人税、消費税および地方消費税）、都道府県税（事業税、都道府県民税および自動車税）および市町村税（法人市町村民税、固定資産税および軽自動車税）全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

5. スケジュールおよび提出書類

(1) 公募等のスケジュール

公募および事務手続きに関する主なスケジュールは、次のとおりとする。ただし、本市の都合により予定が変更となる場合がある。

手続き	期日
公募開始日	令和8年4月15日（水）
質問書（様式1）受付締切	令和8年4月22日（水）午後5時
質問書（様式1）回答	令和8年4月27日（月）
参加表明書の提出締切	令和8年5月8日（金）午後5時
応募書類の提出締切	令和8年5月15日（金）午後5時
選考審査会	令和8年5月22日（金）
選考審査会の結果通知	令和8年5月26日（火）
契約の手続き	令和8年6月上旬

(2) 仕様書の入手

仕様書等関係書類および様式は、小浜市のホームページにて配布するので、入手すること。（健康・医療・年金 | 小浜市公式ホームページ）

(3) 質問の受付および回答

応募書類の提出に当たって質問がある場合の受付方法および回答方法

① 受付方法

市ホームページから「質問書（様式1）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、令和8年4月22日（水）午後5時までに電子メールの送信により提出すること。

提出先は「11. お申込み・お問い合わせ窓口」を参照。送信の際は、メールの件名を「質問書（社名）」とし、「11. お申込み・お問い合わせ窓口」へ電話で受信の確認をおこなうこと。

② 回答方法

令和8年4月27日（月）（予定）に、小浜市公式ホームページへ掲載する。

(4) 参加表明書の提出

参加希望者は次のとおり提出すること

① 提出書類

(a) 参加表明書（様式2）

(b) 誓約書（様式3）

② 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時

③ 提出方法

郵送（簡易書留により必着）または持参または電子データで提出すること。

④ 提出先

小浜市 生活福祉部 健康応援課 〒917-0075 福井県小浜市南川町4-31

E-mail: kenkou-kanri@city.obama.lg.jp

(5) 企画提案書の提出

① 提出書類

(a) 提案資料届出書（様式4）

(b) 企画提案書（任意様式）

(c) 提案見積書（様式5）

(d) 会社概要

(e) 直近3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

※その他必要に応じ、追加書類の提出を求める場合あり。

② 受付期間

令和8年4月15日（水）から令和8年5月15日（金）（平日午前8時半から午後5時まで）

③ 提出方法

郵送（簡易書留により必着）または持参により提出すること。

④ 提出先

上記参加表明書の提出先

⑤ 提出部数

正本1部、副本6部

6. 企画提案書（任意様式）作成方法

企画提案書は、別紙「小浜市母子健康手帳アプリの導入および運用業務に係る公募型プロポーザル審査評価基準（以下、「審査評価基準」という）」の視点に沿い、下記の要領で作成すること。

（1）記載する内容

① 企業能力および業務実績

② サービスの概要・特徴

仕様書「6.機能要件」について、具体的かつ内容がわかりやすいように記載すること。

③ 運用および保守

仕様書「7.運用保守要件」に記載された内容を中心に記載すること。アプリの周知・啓発施策を記載すること。（実施にあたって追加費用が必要な場合は明記すること）

④ セキュリティ

仕様書「8.情報セキュリティ要件・データセンター要件」に記載された内容を中心に記載すること。

⑤ スケジュールおよび業務推進体制

アプリ導入に必要な工程についてスケジュールを記述すること。

本業務の推進体制（担当部署、部署の役割）を記述すること。業務責任者および担当者を設置し、氏名、役割、アプリ実績（件数および代表例）等を記述すること。

⑥ 拡張性

PMHとの連携など、今後の機能追加予定を記述すること。

⑦ 独自提案

その他独自の提案があれば記述すること。

（2）作成上の注意点

各書類はA4版・両面印刷（A3折り込み可）とし製本すること。また、作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限り審査員がイメージし易いよう工夫すること。他留意点は以下のとおりとする。

① 提出できる企画は1提案者につき1案までとする。

② 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

③ 提出された書類等の著作権は申込者に帰属するが、市が本件の選定の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。

④ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は原則として認めない。

7. 審査方法および審査基準等

（1）審査会の設置

企画提案書等の審査および評価ならびに優先交渉事業者の選定を行うため、「小浜市母子健康手帳アプリの導入および運用業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という）」を設置する。なお、選考委員会の委員および審査の内容は、公平・公正な審査を期すため、原則、非開示・非公表とする。

(2) 候補者の選定

提出書類の内容を別紙「審査評価基準」に基づき審査し、審査委員の評価が最も高かった事業者を優先候補者に、次いで評価の高かった事業者から順に次点候補者に選定する。

(3) ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリングを次のとおり行う。実施方法は以下の通りとする。

① 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明35分、質疑15分の計50分とする。ただし、準備にかかる時間は別途設けることとする。

② 説明時間のうち10分程度で、実際の画面を用いて以下の操作デモを実施すること。

<実施内容>

「住民が本アプリで以下(ア)～(エ)の各申請をおこなう画面フローおよび医療機関において確認をおこなう画面フロー」について説明。

(ア) 予診票の提出、(イ) 乳幼児健診の問診票提出、(ウ) 届出等の事前入力、(エ) 予約機能

③ プレゼンテーション等の実施場所には、説明者および補助者の計3名までが参加できるものとする。

④ 追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用い、モニター投影による説明は可能とする。本市にて用意するものは、モニターおよび電源ケーブルおよびHDMIケーブルであり、それ以外に必要なものは候補者が用意するものとする。

(4) 審査実施日時および場所

日時：令和8年5月22日(金)

時間については、参加表明をした候補者に対し個別に案内する。

場所：小浜市健康管理センター(福井県小浜市南川町4-31)

(5) 審査結果の通知

審査結果については、優先交渉事業者を選定後5月26日(火)に企画提案者全員に電子メールおよび文書で通知するものとする。

8. 失格条項等

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加表明以降、契約締結までに「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) プレゼンテーションおよびヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

(5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 別紙「仕様書」の内容を満たしていない場合

9. 契約の締結

優先交渉事業者と本業務について協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

ただし、優先交渉事業者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の事業者と交渉する場合がある。

10. その他

- (1) 応募に関する事前説明会は開催しない。
- (2) 提出期限後の申請書等の書類の変更は認めない。
- (3) 参加表明後、辞退をする場合は、速やかに辞退届（様式6）を「11. お申込み・お問い合わせ窓口」まで提出すること。
- (4) 提出された申請書等の書類は返却しない。
- (5) 本募集に係る書類等の作成および提出等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 候補者に決定した応募者が提出した書類は、その全部または一部を公表する場合がある。
この場合、応募者の利益を害する恐れがあると認められる情報は公表しないものとする。
- (7) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。

11. お申込み・お問合せ窓口

小浜市 生活福祉部 健康応援課 担当：濱本・井上
〒917-0075 福井県小浜市南川町4-31
電話：0770-64-6129（直通）
FAX：0770-53-3480
E-mail：kenkou-kanri@city.obama.lg.jp